

岩手県監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年8月8日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 耆朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
秘書広報室広聴広報課	平成29年6月14日	高橋 元 吉田 政司
総務部財政課	〃	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
環境生活部資源循環推進課	〃	〃
商工労働観光部産業経済交流課	〃	高橋 元 吉田 政司
農林水産部団体指導課	〃	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
農林水産部農業振興課	〃	〃
農林水産部農業普及技術課	〃	高橋 元 吉田 政司
農林水産部農村計画課	〃	〃
農林水産部農村建設課	〃	〃
農林水産部農産園芸課	〃	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
農林水産部県産米戦略室	〃	〃
県土整備部建設技術振興課	〃	〃
県土整備部砂防災害課	〃	高橋 元 吉田 政司
県土整備部都市計画課	〃	〃
県土整備部下水環境課	〃	〃
県土整備部港湾課	〃	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	平成29年6月20日	嵯峨 耆朗 吉田 政司
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局土木部花巻土木センター	〃	〃
県南広域振興局花巻審査指導監	〃	〃
県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	〃	高橋 元 工藤 洋子
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	〃	〃
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	〃	工藤 洋子
県北広域振興局土木部二戸土木センター	〃	〃
県北広域振興局二戸審査指導監	〃	〃
岩手県食肉衛生検査所	平成29年6月12日	吉田 政司
岩手県中部保健所	平成29年6月20日	嵯峨 耆朗 吉田 政司
岩手県二戸保健所	〃	高橋 元 工藤 洋子
岩手県中央家畜保健衛生所	平成29年6月21日	〃
岩手県県南家畜保健衛生所	〃	嵯峨 耆朗 吉田 政司
岩手県県北家畜保健衛生所	平成29年6月12日	吉田 政司

中央農業改良普及センター	平成29年6月20日	嵯峨 耆朗 吉田 政司
二戸農業改良普及センター	〃	工藤 洋子
岩手県教育委員会事務局教職員課	平成29年6月14日	高橋 元 吉田 政司
岩手県人事委員会事務局	〃	〃
岩手県監査委員事務局	〃	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
岩手県労働委員会事務局	〃	高橋 元 吉田 政司

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 県土整備部建設技術振興課 役務費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが3件、486,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 報償費の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
 なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。
- (3) 県南広域振興局土木部花巻土木センター 道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 不動産取得税の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているものが158件、10,545,300円あったので、適正な事務の処理に努められたい。
- (5) 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、33,074円あったので、適正な事務の執行に努められたい。